

第5章 第4次障害者計画 (令和6年度～令和11年度)



くだもの／金城知幸 (atelierくわの実)

I. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

1. 地域での生活の支援

1. 地域での生活の支援

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援の充実
- (4) 地域生活支援拠点の取組の推進

(1) 意思決定支援の推進

【今後の施策】

○意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、事業所等に対する意思決定支援ガイドラインの普及や研修機会を確保するなど、重要性を周知し、意思決定支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるように推進します。

(2) 相談支援体制の構築

【今後の施策】

○相談支援の充実

障がい者(児)等やその家族、支援者が抱える「複雑化・複合化」する課題に総合的専門的に対応するため、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

また、定期的な研修の実施等をとおし、委託相談員、相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の更なる充実を図ります。

さらに、相談窓口に関する情報の周知広報の更なる充実を図ります。

○サービス等利用計画に基づくケアマネジメントの推進

障がい者個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案作成を支援し、当事者の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。

サービス等利用計画・モニタリングの点検強化により、適正給付及びサービスの質の確保に努めます。

(3) 地域移行支援の充実

【今後の施策】

○グループホームの充足と利用促進

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、地域ニーズを踏まえたグループホームの事業者の参入促進を図るとともに、重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応するグループホームの確保に努めます。

また、グループホームの周知広報や体験利用による利用促進を図ります。

○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

対象者本人の意向を踏まえ、充実した生活を送ることができるよう支援する地域移行コーディネーターを配置し、地域移行、地域定着の充実と利用促進を図ります。

医療、保健、福祉等の関係機関の連携のもと地域移行支援体制を構築します。

また、ひとり暮らしの障がい者等が抱える日常生活上の課題に対する支援として自立生活援助等の居住支援サービスの充足に努めます。

○居住サポート体制の構築

一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「お試し住居事業」の更なる充実を図るとともに、様々な事情により、賃貸住宅に入居困難な障がい者に対し入居に必要な調整等の支援を実施します。

(4) 地域生活支援拠点の取組の推進

【今後の施策】

○地域生活支援拠点の取組の推進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援を推進するため、「地域生活支援拠点」の取組を推進し、現在実施している「多機能整備型」に加えて、「面的整備型」の支援体制を構築し、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成及びコーディネーターの配置を進め、地域の体制づくりを図ります。

2. サービス提供体制の充実

-
- ```
graph LR; A[2. サービス提供体制の充実] --- B[]; B --- C["(1) 障害福祉サービスの質の確保"]; B --- D["(2) 地域での暮らしを支える支援の充実"]; B --- E["(3) 障害福祉を支える人材の確保"]
```
- 2. サービス提供体制の充実
    - (1) 障害福祉サービスの質の確保
    - (2) 地域での暮らしを支える支援の充実
    - (3) 障害福祉を支える人材の確保

### (1) 障害福祉サービスの質の確保

#### 【今後の施策】

#### ○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者の日常生活や社会生活の支援である障害福祉サービスの「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」について、地域の実情を踏まえながら、ニーズに応じた受け入れ体制の確保及び質的充実に努めます。

また、医療的ケアを要する障がい者の受け入れ事業所の把握及び確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

#### ○居住系サービスの充実

グループホーム等の住まいの場を提供するサービスについて、参入促進及び質の確保に努めます。

また、身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームの確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

## (2) 地域での暮らしを支える支援の充実

### 【今後の施策】

#### ○地域生活支援事業の推進

移動支援事業や意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター、相談支援事業等といった地域生活支援事業について、地域のニーズを踏まえたサービス提供を図ります。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

#### ○補装具の給付

身体障がい者の失われた部位、欠損のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付及び修理を行います。

#### ○市の単独事業の実施

市の単独事業である「生活サポート事業」、「障害者自動車運転免許取得費助成事業」、「身体障害者用自動車改造費助成事業」、「福祉電話設置事業」、「緊急通報システム事業」、「福祉タクシー助成事業」、「障害者福祉離島地域支援事業」、「津堅キャロットピュアサロン事業」等について、ニーズを見極めながら、事業を実施していきます。

「障害者介護給付費等審査会事業」の円滑な実施に向け、事務のデジタル化を導入し効率化を進めます。

## (3) 障害福祉を支える人材の確保

### 【今後の施策】

#### ○専門職の確保

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置、研修への参加等による資質向上を図ります。

#### ○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

障害福祉サービス等に従事する人材の確保や育成を推進するため、研修の実施や情報提供を行うほか、人材確保の方策について国や県への提言を他市町村と連携しながら進めます。



### 3. 保健・医療の推進

#### 3. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

(2) 精神保健対策の充実

(3) 難病患者等への支援

#### (1) 障害の原因となる疾病等の予防

##### 【今後の施策】

##### ○生活習慣病の予防及び重症化予防

糖尿病等の生活習慣病に起因する障害を予防するため、栄養・食生活・身体活動・運動・休養・飲酒・喫煙及び歯や口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進について、市民への啓発を図ります。

健(検)診の受診率向上を図り、1次予防につなげるとともに、メタボリック症候群該当者及び予備群等に対し、健診結果を踏まえた保健指導を行います。

健(検)診結果やレセプト等のデータを分析し、重症化予防を効果的に行うため、計画を策定し実施します。

##### ○妊娠期の健康管理の充実

安心・安全な出産に向け、母体の自己管理の大切さや妊婦健康診査の重要性について周知を図るとともに、産前産後サポート事業、子育てDX化事業を推進し、妊娠期の健康管理と情報発信を効果的に実施します。

また、妊婦健康診査14回が公費負担となっていることを周知し、定期的な健診の受診を促します。

##### ○乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実

疾病や障害の早期発見のため、乳幼児健診の受診勧奨を行うとともに、未受診者対策の強化を行います。

発育・発達が気になる子への健診事後教室、親子通園事業の実施や児童発達支援センター等の関係機関との連携による早期支援を図ります。また、のびのび相談では心理士・言語聴覚士による個別相談による助言、療育機関へのつなぎ等を行います。

また、早期に適切な対応が図られるように、保護者への丁寧な寄り添い支援を行います。

##### ○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供事業者や医療機関等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、窓口や各種事業における情報提供、こどもの健康応援BOOKの配布等により広く行っていきます。

## (2)精神保健対策の充実

### 【今後の施策】

#### ○精神保健相談、訪問指導の充実

精神保健相談や訪問指導のさらなる質の向上にむけ、医療保健福祉連絡会の定期開催等による医療機関や保健所との連携強化や研修会の実施をとおり相談員の資質向上を推進します。

#### ○精神保健に関する啓発活動の推進

うつ等の精神疾患の予防に関する講演会の実施や相談機関に関する情報提供のほか、専門機関と連携しながら、精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。

#### ○発達障害等に関する情報共有機会の確保及び支援体制の構築

発達障がい者を支援する保健・医療・福祉・教育等の関係課・関係機関が連携を密接にし、共通の理解に基づいた協働支援体制の構築を図ります。

#### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活を営むため、相談支援、地域移行・定着支援、居宅介護等の障害福祉サービス、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

また、障がい者自立支援協議会及び関係機関の連携を密にし、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

## (3)難病患者等への支援

### 【今後の施策】

#### ○難病患者への支援の充実

難病患者の悩みや不安等の解消を図るため、多職種による相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携を密にし、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した対応やサービス提供を実施します。



## Ⅱ．障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進

### 4．雇用・就業の支援、手当等の支給

- 
- 4．雇用・就業の支援、手当等の支給
    - (1) 総合的な就労支援
    - (2) 障がい者雇用の促進
    - (3) 福祉的就労の底上げ
    - (4) 手当の支給、医療費の助成の実施

#### （１）総合的な就労支援

##### 【今後の施策】

##### ○就労支援のための連携強化

障がい者就労支援の推進のため、市障がい者自立支援協議会での意見等を踏まえ、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の関係機関との更なる連携強化を図ります。

また、雇用前の雇い入れから雇用後の職場定着までの一貫した支援の強化を図ります。

##### ○就労に向けての就労支援サービスの推進

障がい者の就労に向けて、障がい者の多様な働き方や当事者の希望や能力に合う仕事探しを支援するための「就労選択支援(令和7年10月新設)」や「就労移行支援」「就労定着支援」の利用促進及びサービス事業所の参入促進を図ります。

また、一般就労に向けてサービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図ります。

##### ○障害者就労施設等の物品等の優先購入推進

「うるま市障がい者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。

##### ○障がい児へのキャリア教育の推進

障がい児の将来の就業意識向上等を図るため、市内小中高校でのキャリア教育(職場体験、社会人講和、マナー講座など)を推進します。

## (2)障がい者雇用の促進

### 【今後の施策】

#### ○市における障がい者雇用の推進

障害者雇用促進法を遵守し、雇用率のアップを図るなど、市における障がい者雇用を推進します。また、各部署と連携し、個々の障害や特性に合った業務を創出していきます。

#### ○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

障がい者自立支援協議会と障害者就業・生活支援センターとの連携を行い、市内企業に対し、障害者雇用率制度や障がい者を雇用する環境整備に関する各種助成金制度等の周知を図るとともに、障がい者雇用の推進について、理解と協力を呼びかける。

#### ○雇用の場における障害の理解や人権擁護の推進

雇用の場における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的配慮の提供について周知していきます。

また、障害特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

さらに、職場での障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等事業主の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

## (3)福祉的就労の底上げ

### 【今後の施策】

#### ○福祉的就労の底上げ

就労継続支援B型事業所の工賃の向上、共同受注化、経営力強化など、障がい者自立支援協議会などの意見を踏まえながら就労支援事業所と連携し、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。

#### (4) 手当の支給、医療費の助成の実施

##### 【今後の施策】

---

##### ○各種手当の支給

特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害児福祉手当といった、障がい者やその養育者のための手当の支給を行います。また、心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進に努めます。

##### ○医療費等助成制度

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)等の制度の周知・広報に努めます。

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成する重度心身障害者(児)医療費助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

## 5. 地域での活動の充実

### 5. 地域での活動の充実

- (1) 文化芸術活動の促進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- (4) 障がい者等の活動支援

#### (1) 文化芸術活動の促進

##### 【今後の施策】

##### ○障がい者の文化芸術活動の充実

障がい者の趣味や生きがいをづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等の充実を図り、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。

#### (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

##### 【今後の施策】

##### ○障がい者のレクリエーション活動の振興

障がい者のレクリエーション活動を支援する地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室」活動等支援の充実を図り、障がい者の余暇活動や交流、健康保持等に寄与します。

また、余暇活動やレクリエーションを行う機会の確保、活動の場である地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

##### ○障がい者のスポーツ活動の振興

障がい者を対象とした各種スポーツ大会への参加を促進するほか、市が主催する市民対象のスポーツ大会等への参加促進を行います。

また、スポーツ推進員を活用し、障がい者のスポーツ参加を支えるよう努めます。

##### ○市内公共施設の利用促進

障がい者がスポーツ活動等を気軽に行えるよう、うるみんの施設利用を促進するほか、市内の社会体育施設の利用促進を図ります。

### (3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

#### 【今後の施策】

##### ○生涯学習の振興

障がい者を含めた市民への生涯学習情報の発信等広報活動の充実と強化を図るとともに、「生涯学習フェスティバル」や地区公民館等でのサークル活動等による学習活動を促進し、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会の拡充を図ります。

### (4)障がい者等の活動支援

#### 【今後の施策】

##### ○障がい者関係団体の活動支援

市と市社会福祉協議会が連携し、市内の障がい者関係団体を支援し、地域での活動の活性化と関係機関・団体との連携強化を促進します。

また、市内の団体の周知広報、団体の活動内容や実施するイベント等の広報を行い、各団体への加入者の増加促進を図ります。

##### ○障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等交流促進

障がい児(者)の持つ家族が相互に悩みの解消や情報交換を行うなど、障がい者関係団体や関係機関と連携し、障がい児(者)の家族同士の交流や情報交換を促進します。

##### ○ピア活動への支援の推進

発達に障害のある当事者の会や障がい児等親の会等のピア活動を支援するとともに、障害等で悩んでいる家族や障がい者当事者の相談がスムーズにできるよう、委託相談員や地域活動支援センターⅠ型等によるサポートを行います。

##### ○障がい者によるボランティア活動の促進

地域活動支援センター等と連携し、障がい者の地域でのボランティア活動を促進することで、障がい者の地域貢献の機会を創出するとともに、地域住民への障がい者の理解を図ります。

### Ⅲ. 安心できる地域環境づくりの推進

#### 6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 
6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
  - (2) 障害を理由とする差別の解消
  - (3) 障害の理解・啓発の推進

#### (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

##### 【今後の施策】

##### ○障がい者の権利擁護

障がい者の権利擁護のために、「うるま市権利擁護センター」等の関係機関と連携し、相談支援の充実に努めます。

権利擁護センターが実施している「日常生活自立支援事業」の周知を図り、必要な人が必要な支援を受けられるように進めます。

##### ○成年後見制度の利用促進と支援の充実

知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者が安心して暮らせるよう成年後見制度の周知・啓発と「成年後見制度利用支援事業」の利用促進に努めます。

また、市の成年後見に係る機能強化を図るため、中核機関や協議体を設置するなど、体制整備を推進します。

##### ○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

障がい者の権利擁護や虐待の防止に関して、市民への周知と理解・啓発を図るため、啓発パンフレットの配布や講演会等を実施するとともに、施設従事者の理解を深めるため「障害者虐待防止法」の研修会を行い、障がい者虐待の防止、早期の発見が可能な施設運営体制の構築に努めます。

##### ○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

障がい者の虐待対応窓口として設置されている「うるま市障がい者虐待防止センター」において24時間365日相談できる体制を整えるとともに、その相談窓口の周知に努めます。



## ○虐待の防止や早期対応の充実、障がい者虐待に対する支援体制の充実

障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止センターや障がい者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携、支援体制の構築に努めます。

民生委員・児童委員及び地域(自治会や地域住民)と連携した虐待の発見を図るため、関係機関や地域との情報共有等を行い、早期発見につながる支援体制の構築に努めます。

## (2)障害を理由とする差別の解消

### 【今後の施策】

## ○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供等、障害を理由とする差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、ホームページ、SNS、パンフレット配布などによる普及啓発を図ります。

また、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的な周知・発信の在り方など普及啓発等の取り組みについて協議していきます。

## ○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者への理解促進のため市職員への研修等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。

選挙においては、障がい者が円滑に投票できる環境整備に努めます。

## (3)障害の理解・啓発の推進

### 【今後の施策】

## ○障害の理解についての啓発活動の推進

市の広報誌、ホームページ等を活用した障害の理解に関する啓発活動及び障害に関する講演会を継続します。

また、ヘルプマークなどの障がい者に係るマーク等の周知に努めます。

## ○イベントや講演会等における周知広報の充実

まつりなどのイベントや講演会において、障害の理解・周知広報を継続するとともに、市民対象の各種イベントにおいても周知広報や障がい者との交流の機会等を設けるなど、啓発活動の場を広げます。

## ○地域における福祉活動の推進

共に生きる地域社会を形成していくために、市社会福祉協議会による「地域づくり支援事業」やボランティアセンターの活動等による地域福祉活動を推進し、地域活動を通じた福祉意識の啓発、向上を図ります。

## 7. 安全安心な生活環境の整備

### 7. 安全安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

#### (1) 住宅の確保

##### 【今後の施策】

##### ○グループホームの整備、利用促進(再掲)

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、地域ニーズを踏まえたグループホームの事業者の参入促進を図るとともに、重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応するグループホームの確保に努めます。

また、グループホームの周知広報や体験利用による利用促進を図ります。

##### ○居住サポート体制の構築(再掲)

一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「お試し住居事業」の更なる充実を図るとともに、様々な事情により、賃貸住宅に入居困難な障がい者に対し入居に必要な調整等の支援を実施します。

##### ○障がい者の公営住宅への入居の優遇

市営住宅や県営住宅に障がい者が入居する際の優遇措置について、今後も継続して実施します。

##### ○障がい者にも優しい市営住宅の整備

市営住宅の建て替えの際には、障がい者等に配慮した整備を行い、バリアフリー等が行き届いた住まいの整備を図ります。

## (2) 移動しやすい環境の整備等

### 【今後の施策】

#### ○快適な歩行空間の整備

「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づきながら、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化や、ガードレール、点字ブロック、音の出る信号機(交通弱者対応信号機)の設置等、障がい者に配慮した交通安全施設の整備を推進し、障がい者が安心して外出できる、快適で利便性の高い歩行空間の確保に努めます。

#### ○交通安全対策の推進

障がい者を含めた市民の交通安全の確保のため、警察等との連携により、交通安全運動、交通安全指導、マナーの向上などの取り組みを進めます。

## (3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

### 【今後の施策】

#### ○公共建築物のバリアフリー化の推進

市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について今後も引き続き推進します。

#### ○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

#### ○障がい者用駐車スペースの適正利用促進

公共及び民間事業所の障がい者用の駐車スペースについて、「沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度」の周知に努めるとともに適正利用を呼びかけ、障がい者がスムーズに利用できるよう啓発を行います。

#### ○障がい者等が利用しやすい公園の整備

市の公園等の整備に当たっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に準拠しながら、障がい者、高齢者、健常者の区別無く、すべての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園整備を推進します。

## 8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

### 8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティ向上

#### (1) 情報アクセシビリティの向上

##### 【今後の施策】

##### ○障がい者に配慮した情報提供の充実

障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、声の広報、SNS、FMうるま等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。

障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。

#### (2) 情報提供の充実

##### 【今後の施策】

##### ○情報提供の充実

障がい者やその家族が各種情報を入手しやすいように、広報紙やホームページの充実に努めるほか、「うるま市障がい者福祉ガイドブック」を活用した周知を図ります。

また、関係機関や地域、市が実施する事業における情報提供など、情報発信の機会を広げ、充実を図ります。さらに、ICTの活用など、情報発信のDX化に努めます。

### (3) 意思疎通支援の充実

#### 【今後の施策】

---

##### ○意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に配慮した情報提供を図るため、手話通訳や要約筆記、音訳、点訳等による意思疎通支援を行うとともに、支援者の人材の育成・養成を図ります。また、携帯電話・スマートフォンのアプリ活用なども検討します。

##### ○情報や意思疎通を支援する機器の給付等

情報や意思疎通に関する支援機器を必要とする障がい者に対して、日常生活用具の給付を行います。また、情報提供機器の給付に努めます。

### (4) 行政情報のアクセシビリティ向上

#### 【今後の施策】

---

##### ○ホームページ等の利用しやすさへの配慮

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ等の向上を図ります。

## 9. 防災、防犯等の推進

### 9. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

(3) 消費者トラブルの防止

### (1) 防災対策の推進

#### 【今後の施策】

#### ○防災対策の充実

「うるま市地域防災計画」に基づき、障がい者を含めた市民への災害に関する情報提供や防災訓練、防災マップ等による災害への備えと適切な避難行動が取れるよう防災知識の普及啓発を進めます。また、地域の自主防災組織の強化により、災害に強い地域づくりを図ります。

#### ○避難所の確保

一般の指定避難所における要配慮者等の窓口の設置や障がい者の状況に応じた指定福祉避難所等への適切な避難所への誘導に努めます。

#### ○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報が入らないことによる孤立を防ぐため、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害の特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

#### ○避難行動要支援者の支援体制の充実

関係者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等について示す「個別計画」の作成に努めます。また、避難行動要支援者の避難を支援する者の確保を図り、避難支援体制の充実に努めます。

## (2) 防犯対策の推進

### 【今後の施策】

---

#### ○防犯対策の充実

犯罪被害から障がい者を含めた住民を守るため、警察や防犯協会、自治会等が協力し、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じたときの対処方法などの周知を図ります。

また、防犯パトロールの継続や防犯灯の整備などにより、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。障害者施設等においては、利用する障がい者が安心して生活できるように、犯罪に係る安全確保のための施設整備や職員の防犯訓練を促すなど、安全確保体制づくりを促進します。

## (3) 消費者トラブルの防止

### 【今後の施策】

---

#### ○消費者トラブルに関する情報提供

消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活センターの周知や必要な情報の提供を行います。また、支援者等に対しても情報提供を行い、障がい者への注意喚起を図ります。

#### ○消費者相談の充実

障がい者が悪質商法等の被害を未然防止するため、常設の消費者用相談窓口を設置するほか、FAXや電子メール等での消費者相談の受付等、障害の特性に配慮した相談体制の整備を図ります。



## IV. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

### 10. 教育の振興

#### 10. 教育の振興

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 学校施設のバリアフリー
- (3) 福祉教育の推進

#### (1) 特別支援教育の充実

##### 【今後の施策】

##### ○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成を図ります。

##### ○特別支援教育の充実

幼児児童生徒の障害による生活や学習上の困難を克服し、自立に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

特別支援教育についての教員の正しい理解や資質向上を図り、特別支援教育支援員の配置及び研修会を実施します。

##### ○校内支援体制の整備

特別支援教育コーディネーター等を活用した校内支援体制の充実を図ります。

##### ○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。

##### ○教育支援体制の充実

就学に係る支援や教育相談等の継続的な実施、市教育支援委員会との連携強化による適切な対応を図ります。

当該児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育理解促進のための体験学習及び授業参観を恒常的に実施できるような体制づくりと保護者等への啓発を充実します。

## (2) 学校施設のバリアフリー

### 【今後の施策】

---

#### ○学校施設のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず共に学ぶことができる教育環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を進めます。

## (3) 福祉教育の推進

### 【今後の施策】

---

#### ○人権教育の充実

学校における、人権に関する授業等とおし、発達段階に応じた人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、共生の心の育成を図ります。

#### ○幼児・児童生徒への福祉教育の推進

就学前の教育・保育等施設、小中学校において福祉の心を育み、学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障害に関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動を通して実践する力を養うとともに、障がい者への理解促進及び福祉意識の醸成を図ります。

## 11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実

- |                        |   |                              |
|------------------------|---|------------------------------|
| 11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実 | — | (1) 障害児福祉サービスの提供体制の充実        |
|                        | — | (2) 相談支援・療育体制の強化             |
|                        | — | (3) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の充実 |

### (1) 障害児福祉サービスの提供体制の充実

#### 【今後の施策】

#### ○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図るとともに、医療的ケア児も利用可能な事業所の確保に努めます。

また、居宅介護、短期入所、日中一時支援についてもニーズを見極め、量的確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害児福祉計画」に記載)

#### ○重度の障がい児への支援

在宅で生活する重症心身障がい児について、短期入所や居宅介護、居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

また、重度障がい児や保護者に対する在宅サービス等に関する情報提供に努めます。

### (2) 相談支援・療育体制の強化

#### 【今後の施策】

#### ○医療的ケアを必要とする障がい児への支援

「医療的ケア児連絡会」における情報共有や意見交換を継続し、保健・医療・福祉等関係機関の連携による対応を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターの確保や資質向上を図ります。

#### ○児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターの機能強化に取り組み、センターを中心とした、本市の児童発達支援事業所への助言やスキルアップ研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

また、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期、児童期にわたる専門的な相談支援を行います。

### ○障がい児の発達支援体制の強化

発達障がい児の支援における関係機関等の協議の場を設け、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援に取り組めるよう、医療・保健・保育・福祉・教育の連携の強化を図ります。

また、個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」の利用促進を図ります。

### ○親子通園の実施

発達に不安や遅れがある児童に対して、親子通園による様々な遊びや行動観察などを通して、早期の支援を行うとともに、子育てに関する不安などを保護者と一緒に考え、子育てを支援していきます。

### ○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

市内の認可外保育施設を含めた教育・保育施設等を巡回し、そこに通う乳幼児への関わり方等の助言について今後も継続するとともに、教育委員会へのつなぎ支援を充実していきます。

### ○ペアレントトレーニング

現在実施している就学児童とその保護者を対象としたペアレントトレーニングに加え、児童発達支援センターや発達クリニック等と連携しながら、就学前児童とその保護者を対象としたペアレントトレーニングの実施に努めます。

## (3)障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の充実

### 【今後の施策】

#### ○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進

子ども・子育て支援事業において、障がい児とその保護者が幼児期の教育・保育事業(認定こども園、保育所等の利用)や地域子ども子育て支援事業(放課後児童クラブや一時預かり、地域子育て支援センター等)を円滑に利用できるよう、ニーズを見極めながら必要な事業の受け入れ体制確保に努めます。

#### ○個別支援保育の充実

インクルーシブな個別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上、施設の整備等を充実していきます。

また、障がい児を受け入れる施設のバリアフリー化促進、個別支援保育を担当する職員の確保や専門性向上のための研修の実施等により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

#### ○放課後児童対策の充実

子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ等を促進していくとともに、障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。

